

2023年1月21日(土)

14:30-15:40

2023春闘 公共民間評議会春闘討論集会

職場の安全衛生 労使、産業医の役割について

山名隼人

医療法人社団ころとからだの元氣プラザ

自己紹介

山名 隼人（やまな はやと）

- 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ
非常勤産業医
全日本自治団体労働組合 選任産業医
- 自治医科大学データサイエンスセンター 講師
- 医師、公衆衛生学修士（専門職）、医学博士
- 日本医師会認定産業医
- 社会医学系専門医・指導医

本日の内容

- 産業医・安全衛生委員会とは
- 産業医の業務の実際
- 産業医・衛生委員会が機能した例

産業医

産業医とは

- 労働者が健康で快適な環境で仕事が行えるよう、指導・助言を行う医師
- 要件：労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての要件を備える
日本医師会の研修、産業医科大学の講座などを修了
- 労働者の健康障害を予防し、心身の健康を保持・増進することを目指す

産業医

病院の医師との違い

	<u>病院勤務医</u>	<u>産業医</u>
• 活動場所	病院・クリニック	事業所
• 対象	病気・外傷がある人	労働者 (健康な人も含む)
• 仕事内容	診断 治療	就労の判断 職場巡視 健康指導 職場環境に対する助言 事業所に対する勧告

産業医

産業医の選任義務（事業者）

- 常時使用する労働者数

50人未満：

→ 選任義務なし

労働者の健康管理を医師に行わせる努力義務あり

50人以上：

→ 選任義務あり

1000人以上、または有害業務500人以上

→ 専属の産業医が必要

産業医

産業医の職務

- 健康診断・面接指導、労働者の健康保持のための措置
- 作業環境の維持
- 作業の管理
- 健康管理
- 健康教育・健康相談
- 衛生教育
- 健康障害の原因調査・再発防止措置

産業医

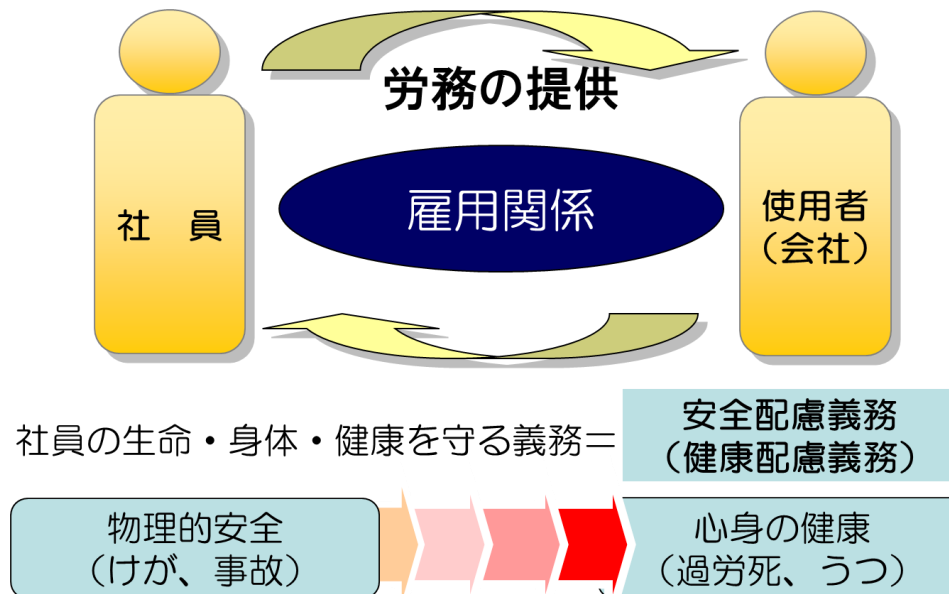
産業医の権限、事業者との関係

- 労働者の健康に係る事項について、
 事業者に勧告
 衛生管理者に指導・助言
- 事業者
 産業医の勧告を尊重
 不利益な取り扱いをしない
- 労働安全衛生に関する義務の主体は事業者
 労働契約法の安全配慮義務、労働安全衛生法

安全配慮義務

労働契約法

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」



安全配慮義務

例

- 高血圧症の33歳のシステムエンジニアが、脳出血により死亡。死亡1週間前の労働時間は73時間25分と著しく過大であった。健診では毎年異常が指摘されていたが、担当者が口頭で精密検査を受けるよう伝えるのみで、各人の判断に任されていた。

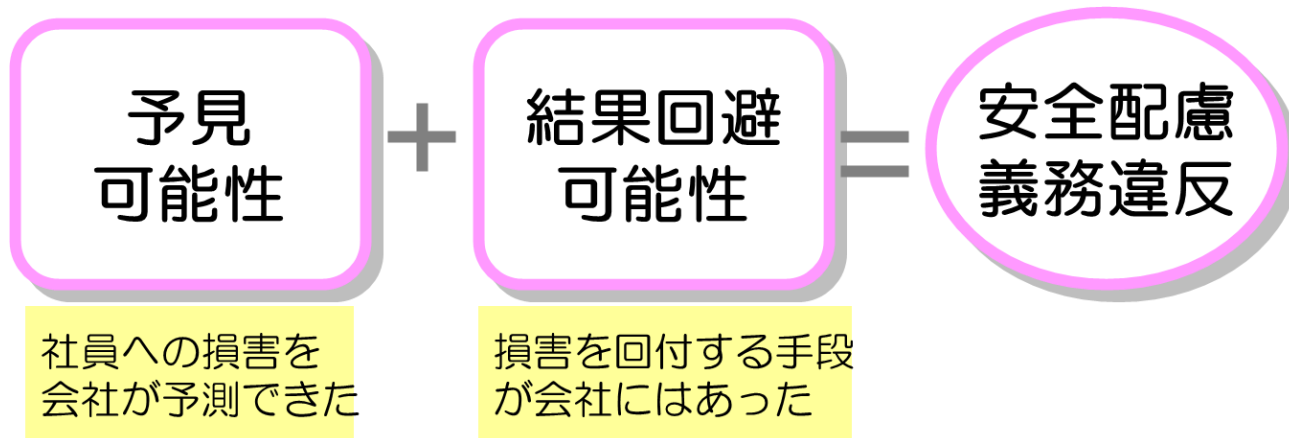


- 要治療の従業員に対し、会社は致命的な合併症を発症する可能性を考慮し、過重な業務に就かせないようにしたり、業務を軽減する等の義務があった。 最高裁平2.10.13

- 業務を軽減し治療をさせる努力（健康診断事後措置）
産業医による就業判断 が不足

安全配慮義務

違反となるポイント



- ただし、明確なラインを引くのは困難
- 個々の状況により判決も変わっている

労働者の責務

労働安全衛生法に明記

- 労働災害を防止するため必要な事項を守ること
- 事業者が行う措置に協力すること

• 例：

健康診断の受診
保護具等の使用

健康の保持増進
立入禁止箇所

- 労働者も積極的に守る姿勢が重要

労働者の責務

健康診断

- 安衛法第66条第1項
「事業者は、労働者に対し・・・医師による健康診断を行わなければならない。」
- 安衛法第66条第5項
「労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。」
- 法定健康診断の受診は必須
 - 福利厚生ではない
 - 個人情報取得する根拠となる

労働者の責務

健康教育等

- 安衛法第69条第1項
「事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談
その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措
置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければ
ならない。」
- 安衛法第69条第2項
「労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、
その健康の保持増進に努めるものとする。」
- 労働のためには、個人の健康管理以上のことが
求められる 「自分の身体のことだから」は×

(安全) 衛生委員会

設置

- 衛生委員会：
常時使用する労働者が50人以上の全事業場
- 安全委員会：
製造業等、業種・規模による
- 労働者数50人未満の事業者など：労働者の意見を聴くための機会を設けなければならない

役割

- 労使が一体となり、労働者の労働災害や健康障害を防止し、健康を保持増進する対策を検討

衛生委員会

衛生委員会の法的背景

- 設置条件
- 委員の構成 半数は労働者側から
- 開催頻度 毎月1回以上
- 調査審議事項
- 付議事項
- 議事の記録・保管・公開



いずれも労働安全衛生法、労働安全衛生規則に規定

衛生委員会

付議事項

- 衛生に関する規程の作成
- リスクアセスメント
- 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善
- 衛生教育の実施計画の作成
- 化学物質の有害性の調査
- 作業環境測定
- 健康診断
- 健康保持増進
- 過重労働対策
- メンタルヘルス対策
- 行政機関から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関する事

衛生委員会

活性化のために

- 運営の仕組み
- 全員参加の風土
- 委員の役割認識
- トップの意識
- 自由な発言
- 労働者の意見重視
- 議題の選定

目標・計画など

日時調整、議事内容周知

労働者→委員→会議

季節・時機

産業医の業務の実際

業務（自験例）

- 安全衛生委員会への出席
- 職場巡視
- 健康診断の結果確認・就業判定
- 面接
 - 健康診断の事後措置
 - 長時間労働
 - ストレスチェック後
 - 復職時
 - 健康相談

産業医の業務の実際

業務（自験例）

- 勤務先： 事業所（50人以上1000人未満）を数か所
- 頻度： 1回/月 1回3時間
- 典型的な勤務例
 - 安全衛生委員会 30分
 - 職場巡視 15分
 - 面接 20~30分 × 2~3名
 - 健診結果確認 残りの時間
職場担当者への助言等

産業医の業務の実際

安全衛生委員会

内容

- 長時間労働・休暇取得状況
- 労働災害
- 健康診断受診状況、結果
- ストレスチェック受診状況、結果
- 新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 次年度の事業検討
- 安全衛生に関わる講話 など

産業医の業務の実際

職場巡視

オフィスの場合

- 作業、作業環境

PC作業 腰痛 照明 騒音

感染症対策（換気・消毒・マスク）

- 健康

労働者の様子 上司・同僚との関係

- 防災・安全

巡視が必要なのは“工場”だけではない

産業医の業務の実際

健康診断事後措置

流れ

- 健康診断結果の確認、就業判定
 - 医療区分（診断）：異常なし、要観察、要医療 等
 - 就業区分（意見）：通常勤務、就業制限、要休業
- 面接（健診結果のみで判断できない場合）
- 経過観察、精密検査受診の指示

健診受診だけでは不十分で、事後措置が重要

産業医の業務の実際

面接

対象

復職時 長時間労働 ストレスチェック後
メンタル不調（含ハラスメント）
疾患治療中（がん化学療法など）
その他

目的

- 就労の判定、措置の検討
- 就労環境に関する勧告
- 一般的な健康相談、助言

産業医・衛生委員会が機能した例

例 1 : “喫煙所”の撤去 (職場巡視)

状況

- 屋外に灰皿が置いてあり職員が利用 (× 2 か所)
- 消防上の規定を満たさず、点検の度に避難
- 煙が屋内に漏れてくる

対応

- 撤去 + 適切な喫煙所の拡充を助言
→ 1 か所は撤去の予定

産業医・衛生委員会が機能した例

例 2：作業環境の改善（職場巡視、労災）

状況

- レストランの厨房で足を滑らせ、フライヤーに手を入れてしまい熱傷を負う事例が発生
- 水・油で滑りやすい職場に加えて、フライヤーから油が漏れていることを確認

対応

- 様々な対策を検討
 - フライヤーの早期補修を依頼

補足

有害業務管理の基本的な考え方 「元から絶つ」

- 個人防護 耐滑・耐油の靴
- 局所の対策 調理設備の改善
- 根本原因 油を使う必要はあるか？

最初の聞き取り時

彼は安全靴を履いて
いなかったんですよ

↑
検討の順

- 実際には根本的な対策は難しいが、原因から順に改善策を検討することが重要

産業医・衛生委員会が機能した例

例3：健診項目の追加（健康診断・衛生委員会）

状況

- 60歳以上の労働者が多い職場
- 健診項目の拡充が衛生委員会の議題に

対応

- 追加項目を助言
- 胃内視鏡、腹部超音波検査、眼底検査を追加
- 有所見の発見増

産業医・衛生委員会が機能した例

例4：復職時の支援（復職面接）

状況

- 長期間休職していた職員が復職予定
- 主治医診断書は「復職可」、本人もやる気あり

対応

- 面接：100%の状態ですぐ復職するのは困難と判断
- 主治医に情報提供依頼
- 数か月かけて復帰訓練→就業制限→通常勤務
- 都度、面接を実施

まとめ

産業医に関するお問い合わせ
(東京近辺)

こころとからだの元氣プラザ
産業保健部

Tel: 03-5210-6616

本日の内容

- 産業医・安全衛生委員会とは
- 産業医の業務の実際
- 産業医・衛生委員会が機能した例

Take-home message

安全衛生委員会を中心に労使が共同で取り組み、
産業医が適切に助言を行う



労働災害や健康障害を防止、健康を保持増進